

## 高砂市救急業務感染防止要綱

高砂市救急業務感染防止要綱（平成 9 年 12 月 1 日）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、高砂市救急業務規程（平成 19 年高消本訓令第 5 号。以下「規程」という。）に基づき、救急業務等における感染防止対策について、必要な事項を定めるものとする。

（救急自動車等の消毒）

第 2 条 規程第 32 条第 1 項第 1 号に規程する定期消毒は、一ヶ月に 1 回以上、定期日を定めて救急自動車の出動不能の処置（以下「出動不能処置」という。）をとり、救急自動車内及び救急資器材全般を細部にわたって消毒を行う。

2 規程第 32 条第 1 項第 2 号の使用後消毒は、次に定めるところによる。

- (1) 救急隊員（以下「隊員」という。）は、傷病者を取り扱った場合、車内、使用救急資器材及び隊員の手指等について消毒を行うこと。
- (2) 救急隊は、法定伝染病者（疑いのある傷病者を含む。）を取り扱った場合、通信室へ電話連絡し、出動不能処置を講じて消毒を行うこと。
- (3) 隊員は、連続救急活動等で消毒資器材が不足した場合及び汚染状況から特に入念な消毒が必要な場合は、出動不能処置をとり消毒を行うこと。

3 隊員は、前 2 項に定めるもののほか勤務交代後、救急出動に支障がない範囲で毎日消毒を行うものとする。

4 救急自動車の車内消毒方法は、別表第 1 に定めるものとする。

（感染防止対策）

第 3 条 規程第 29 条の対策については、消防本部（以下「本部」という。）は、状況を把握し、関係課と協議するとともに、医師の検査及び免疫剤の投与等の指示並びに必要により公傷手続きをとるものとする。

（汚染状況報告）

第 4 条 署長は、隊員に汚染事故が発生した場合には、速やかに感染症患者搬送報告書（様式第 1 号）により消防長に報告するものとする。

（感染防止措置）

第 5 条 規程第 34 条に定める感染防止措置は次に定めるものとする。

(1) 隊員自身の消毒は、次に定めるものとする。

ア 手指の消毒は前腕部を含めて水道水で洗浄するとともに、血液又は汚物等の付着がある場合は、別表第 2 に定める薬液により消毒を行うこと。

イ 口腔内の消毒は、水道水又はうがい薬等で、救急活動終了後必ず実施すること。

(2) 被服等の具体的な消毒要領は、次に定めるところによる。

ア 救急衣、毛布等は常にほこりを取り除き、日光消毒等により清潔保持に努めること。

イ 感染症の疑いのある患者を取り扱った場合の感染防止衣、救急衣、毛布等は殺菌又は滅菌を行い、場合により廃棄すること。

ウ 感染防止衣、救急衣、毛布等に血液等の付着があつた場合は、廃棄又は可能な限り拭き取り及び殺菌又は滅菌を行うこと。

(3) その他の救急業務中の感染防止対策について、血液及び吐物等による感染防止の事務処理は別表第 3 によること。

（救急資器材の積載等）

第 6 条 救急自動車には、感染防止を図る上で必要な救急資器材（ディスポーザブルの手袋、マスク、シューズカバー等）、消毒用薬剤（次亜塩素酸ナトリウム、エタノール、強酸性電解水等）を積載又は携行して活用すること。

（救急資器材の消毒・廃棄等）

第 7 条 救急活動終了後における資器材等の消毒は、次のとおりとする。

- (1) 清掃後のゴミ類及び廃棄する使用済救急資器材は、通常ゴミ（一般ゴミ）と分類し、医療廃棄物入れに処理する。尚、使用するビニール袋は専用袋を使用し、二重にして廃棄処理する。
- (2) 救急資器材の洗浄、消毒時には、手袋（ディスポーザブルの手袋）を着用すること。
- (3) 使用した留置針は、専用の容器に廃棄する。
- (4) 再使用する資器材については、高圧蒸気滅菌器や各種薬剤等により滅菌又は消毒処理を行う。滅菌又は消毒処理が不可能な場合は廃棄処理する。

2 救急資器材の使用後処理手順は、別表第4に定めるものとする。

(再発防止等)

第8条 隊員が感染した場合には、原因の究明と再発の防止に努めるとともに、本部と協議して当該隊員のプライバシーの保護及び必要に応じた健康管理が実施されるよう、十分配慮するものとする。

(救急講習会における感染防止等)

第9条 規定第39条に規定する応急救護の普及についての講習において、訓練人形の使用によるマウスーマウスの人工呼吸法を指導する場合は、訓練者が交代するごとに、訓練人形の口唇部を消毒用エタノールで消毒を行うとともに、ガーゼ等を当てて人工呼吸を行うものとする。

2 市民が応急処置を行う場合は、応急手当の知識及び技術の普及と併せて伝染性の病気等に感染することのないよう、次の点に留意するよう指導を行うものとする。

- (1) 傷病者に出血、吐物等がある場合は、その部分に触れないようにすることが大切であり、ゴム製又はビニール製の手袋、ビニール袋などを使用して、傷病者の血液、吐物等が直接自分の皮膚につかないように行うこと。
- (2) 人工呼吸を行う際には、簡易型の感染防護具などを利用して、直接触れないように指導する。もし、そのような器具がなければ、「人工呼吸を省略する」という指導を行う。
- (3) 応急手当を行った市民に傷口があり、傷病者の血液、吐物等が付着した場合は、水洗い、消毒及び医師の診断を受けること。

## 附 則

1 この要綱は、平成19年7月24日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

消 防 長 様

消 防 署 長

感染症患者搬送報告書

出動日時	年 月 日 ( ) 時 分		
活動報告書No.		出動隊	本署・分署
出動場所			
事故概要			
出動隊員氏名			
収容医療機関		担当医師名	
傷病者現住所			
傷病者氏名		男・女	年 月 日生 ( 歳)
傷病名		症状 程度	
感染症判明経緯			
感染防止措置			
出動車両及び使用資器材消毒状況			
出動隊員の防疫装備	ディスポマスク・ディスポ手袋・感染防止衣・N95マスク・ タイベック・その他 ( )		
備 考			
経 過			

別表1（第2条第4項関係）

## 救急自動車車内清掃手順

### 1 清掃準備

#### (1) 清掃用具の準備

消毒薬・ほうき・モップ・ブラシ

【消毒薬】 強酸性電解水

次亜塩素酸ナトリウム（ピューラックス）

ヒビテン液

消毒用エタノール

（ピューラックスとヒビテン液は交互に使用すること。交互に使用することで、耐性菌の発生を防ぐ。）

#### (2) 搬出可能な資機材の搬出

車内清掃前に資器材を車外に搬出すること。搬出した資機材は、洗浄剤等で清拭すること。

### 2 環境表面の清掃

環境表面の清掃は、乾式清掃・湿式清掃の順で行う。

#### (1) 乾式清掃

床面の塵・砂塵を一方向（出口）に向って、埃を巻上げないようにほうきで掃き出す。乾式清掃の段階で、掃き出せない血液等の付着を見逃さないことが重要である。湿式清掃前に汚染を発見し、局所で処理しておかなければ汚染を拡散することとなる。資機材の背面や手の届かない細部に対しては、ブロアーとブラシの併用で塵埃を排出する。

#### ※ 血液等付着物の処理

ア 血液等で汚染された床面や器具物品の処理には、必ず手袋を着用する。

イ 血液等を見つけた場合は、ペーパータオルで覆い（飛散防止）、その上から消毒薬を使用するか、消毒薬を染み込ませたペーパータオルで清拭する。

ウ 消毒薬は、次亜塩素酸ナトリウム・消毒用エタノール・強酸性アルカリ水を用いる。

エ 処理後の手袋は、汚染されていない物品や環境表面への汚染拡散を防止の為に処理後は、直ちに外して隔離する。

オ 手袋の使用は手洗いの代用とはならない。手袋は小さな目に見えない傷があったり、使用中に破れることもある。

カ 手袋を外した後（他の環境への汚染伝播を防ぐため）すぐに手を洗う。

#### (2) 湿式清掃

湿式清掃には、消毒剤の必要はないが、「日常的に汚れを取る」ことが推奨されている。救急業務においては、始業時の湿式清掃では、消毒の必要は無いが、日常的ケアとして洗浄剤を使用した清拭によって清浄化に努める。

### 3 資器材搬入

床面の乾燥後に搬出した資器材を搬入する。

### 4 定期消毒

なお、救急車内は、月一度の定期消毒を行うこと。

消毒薬：シャットノクサスによる、インプレートをを行う。

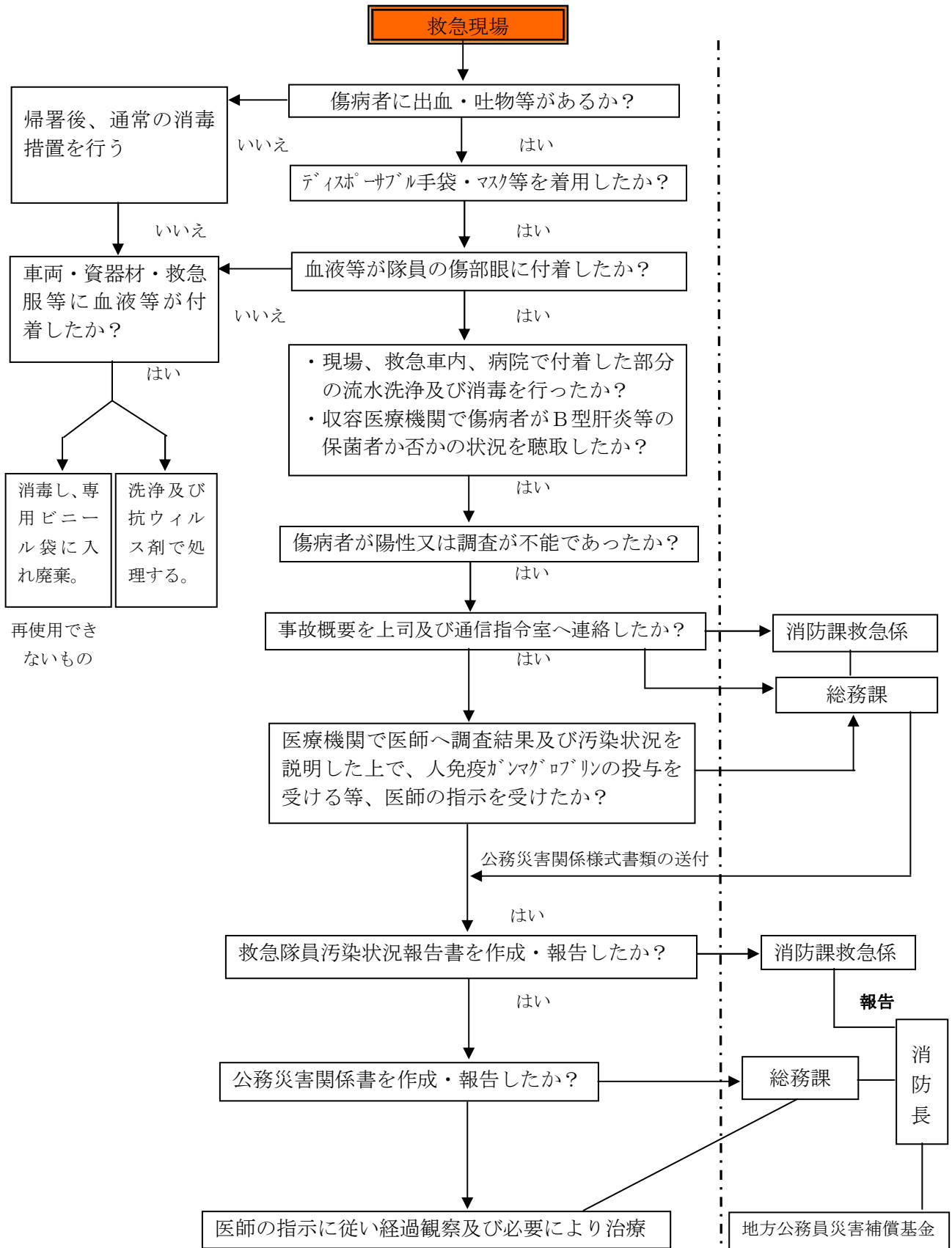
別表第2（第5条第1項第1号）

## 薬液による消毒実施要領

摘要	薬品名	希釈度（濃度）	使用方法
手指 前腕部	クレゾールセッケン液	17～33倍	薬液の中に手指を十分浸し、もみ洗いの洗浄をし、タオル・ガーゼ等で拭き取る。
	ヒビテン液	250倍	
	液化ベンザルコニューム液 （ウェルパス）	300倍	
	次亜塩素酸ナトリウム （ピューラックス）	約300倍	
	アルボースセッケン液	少量の水	適量の薬液で十分もみ洗いし、よく泡立ててから流水で洗い流す。
	消毒用エタノール	原液	原液を清潔なガーゼ等に浸し、手指をまんべんなく拭く。
口腔内	アルボースうがい液	約300倍	普通コップに0.4ml～0.6ml（10～20滴）取り出し、60ml～150ml（コップ1杯）に滴し、かきまぜて数回うがいをする。
	ポビドンヨード （イソジン液）		

別表第3 (第5条第3項関係)

血液等による感染防止の事務処理



別表4（第7条第2項関係）

## 資器材使用後処理手順

患者のケアに使用した器具は、廃棄するものと再使用するものを明確に区別しておかなければならない。その区分は、資器材の使用部位に対する感染危険度に応じた消毒水準で処理する。（下表参照）

資 器 材		使用後処理分類
観察用	体温計	中水準消毒（アルコールで清拭）
	血圧計	低水準消毒（血液汚染時、洗浄後に中水準消毒）
	聴診器	〃
	舌圧子耳鼻電灯	高水準消毒
	ハンマー	低水準消毒（血液汚染時、洗浄後に中水準消毒）
	プローブ類	〃
	心電図コード	〃
	瞳孔観察用ライト	〃
	酸素吸入用マスク	高水準消毒
呼吸・循環 管理用	酸素吸入用チューブ	低水準消毒（血液汚染時、洗浄後に中水準消毒）
	バックマスク（本体）	〃
	人工呼吸用マスク	高水準消毒
	経口エアウェイ	〃
	経鼻エアウェイ	廃棄（再使用：高水準消毒）
	LT	滅菌処理
	喉頭鏡	高水準消毒
	開口器	高水準消毒（短時間に限定して浸漬）
	バイドブロック	高水準消毒
	舌圧子	高水準消毒（短時間に限定して浸漬）
	鉗子類	〃
	吸引カテーテル・挿管チューブ・留置針・LT 以外	廃 棄
	ヤンカーカテーテル	高水準消毒
	吸引器チューブ	〃
吸引器汚物収納ビン	〃	
搬送用	マットレス	低水準消毒（血液汚染時、洗浄後に中水準消毒）
	担架類	〃
	ベルト	低水準消毒（血液汚染時、洗浄後に中水準消毒）
感染防止用	ゴーグル	〃
創傷等 保護用	スクープストレッチャー	〃
	バックボード	〃
	ファーンケット	〃
	陰圧式ギプス	〃
	副子類	〃
	頸部固定用副子	〃
	ストレッチャー	〃

その他	膿盆	〃
	汚物入れ	〃
	救急バック類	〃

**消毒水準**

<b>滅菌</b>	芽胞を含むすべての微生物を殺滅
<b>高水準消毒</b>	大量の芽胞の場合を除き、全ての微生物を殺滅
<b>中水準消毒</b>	芽胞以外の結核菌・栄養型細菌・多くのウイルス・真菌を殺滅
<b>低水準消毒</b>	ほとんどの細菌・ある種のウイルス・真菌は殺滅 (結核菌や芽胞などは殺滅しない)

**消毒薬水準分類別の各種微生物殺菌効果**

区分	消毒薬	一般細菌	緑膿菌	結核菌	真菌	芽胞	HBV
高水準	グルタラール 適応濃度 (0.1~0.2%)	○	○	○	○	○	○
	強酸性電解水 適応 PH (2.2~2.7)						
中水準	次亜塩素酸 Na 適応濃度 (0.2%~2.0%)	○	○	○	○	△	○
	消毒用エタノール 適応濃度 (70%)	○	○	○	○	×	○
低水準	ヒビテン液 適応濃度 (0.01%)	○	○	×	△	×	×

○：有効    △：高濃度の場合や時間をかければ有効性がある    ×：無効